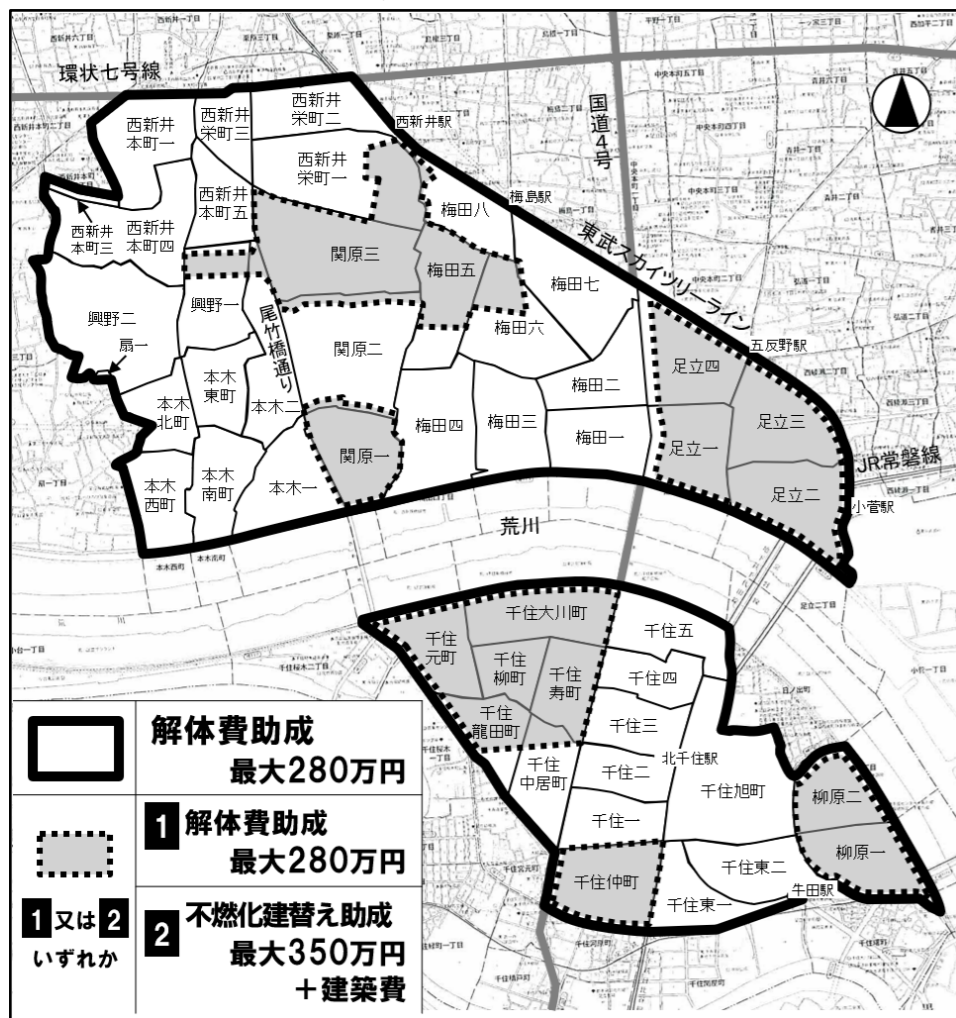
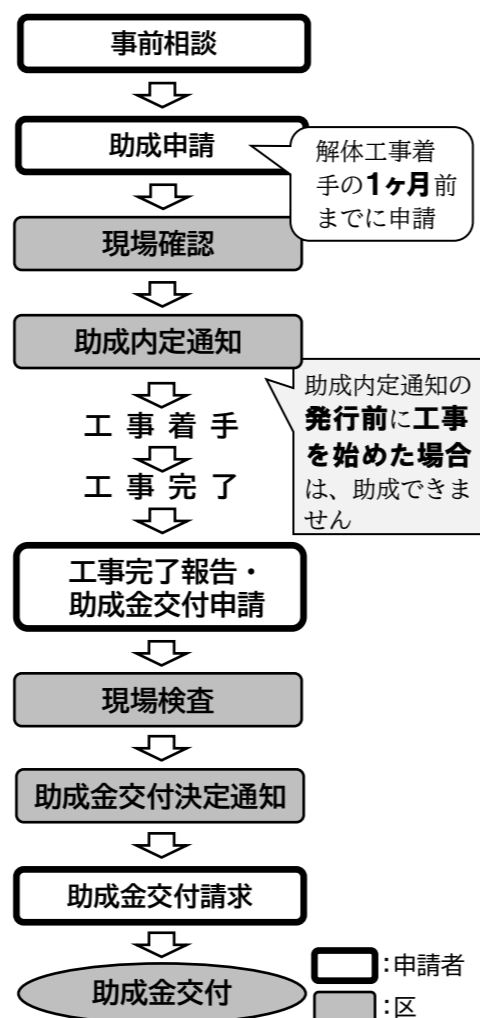


■ 助成対象区域

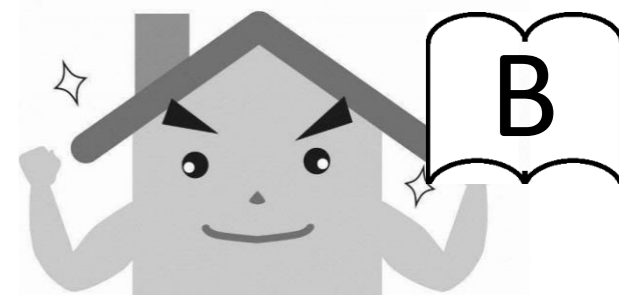


■ 助成手続きの流れ



■ 不燃化特区助成

古い木造・軽量鉄骨造
の家をお持ちの方！



解体費や建築費などの
一部を助成します!!

令和12年度まで延伸決定!!

① 解体費助成

解体費

最大 **280万円**

② 不燃化建替え助成

解体費

最大 **280万円**

設計・監理費

延べ床150㎡以上の場合
最大 **70万円**

建築費

延べ床100㎡以上の場合
184万円

※新築の構造・面積によって助成金が異なります

裏面の区域内で古い木造又は
軽量鉄骨造の建物は、解体費
などが助成対象となる場合が
あります。

建替え助成では、
高齢者世帯を含む二世帯住宅
の加算（一律200万円）

を新設しました！

2026(令和8)年
4月発行



まずはお問合せ下さい！ →裏面参照

専門家を無料で派遣（全域）



区域内に土地又は建物をお持ちで、
専門的な相談をしたい方

- ・今の敷地でどんな建物が建てられるの？
- ・空家になっている祖父母の家を取り壊したいが、
名義変更や税金のことがよく分からない など

- ・弁護士
- ・不動産鑑定士
- ・税理士
- ・不動産コンサルタント
- ・行政書士
- ・一級建築士 など

相談内容に適した専門家がお答えします

まずは
お問い合わせ
ください！



お問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 中央館4階
足立区 建築防災課 不燃化推進係
電話番号 03-3880-6269 (直通) FAX 番号 03-3880-5615
Eメール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

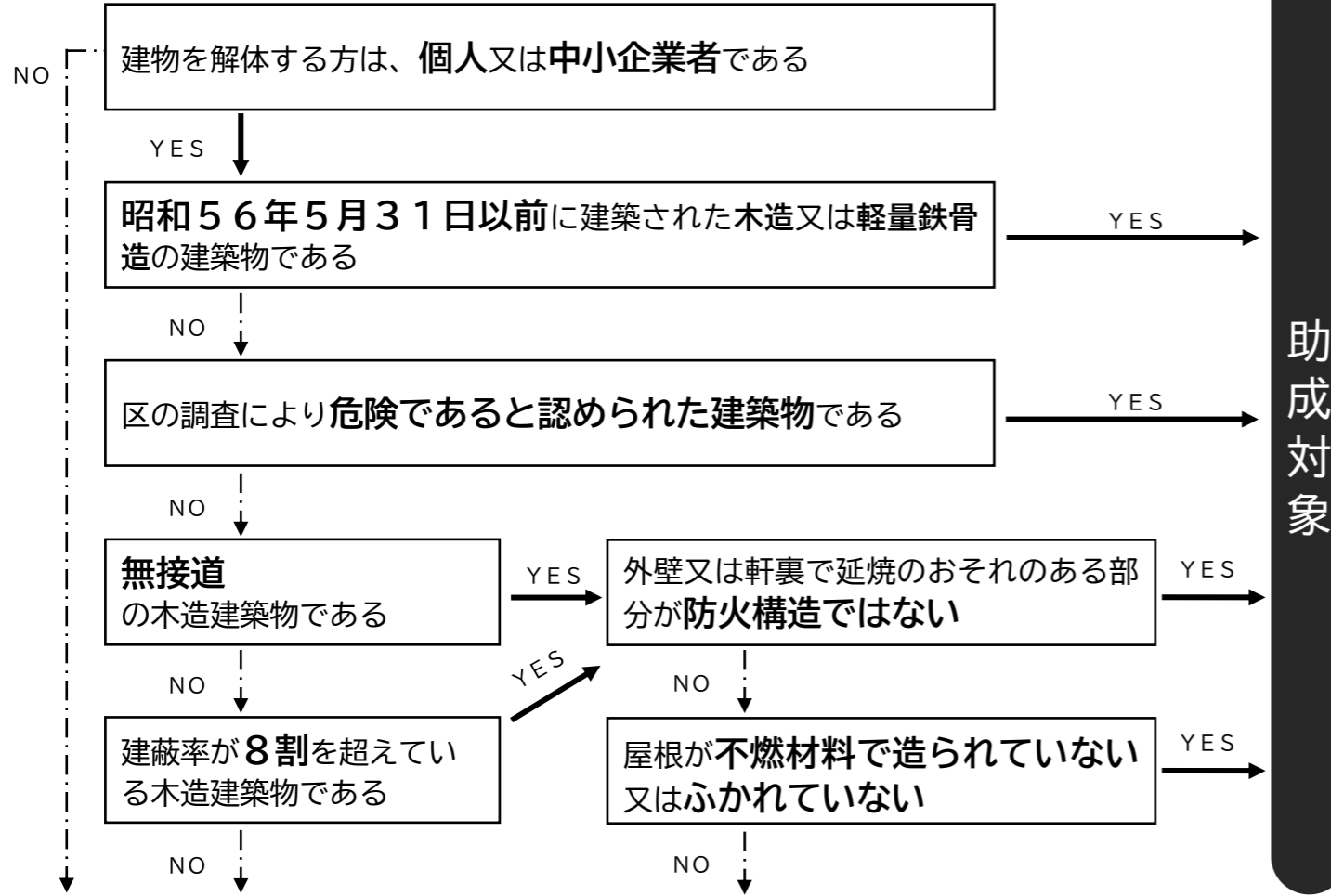
① 解体費助成 (全域)

老朽建築物を解体する方



助成対象となるかチェックしましょう

START



助成対象

助成対象外

解体助成金の求め方

①~③のうち、いずれか少ない金額が対象となります

- ① 実際にかかった経費 (消費税相当額は除く)
- ② 解体費(単価)※×
解体する建物の延床面積
※ 単価：木造 2.8万円/㎡
軽鉄 4.1万円/㎡
- ③ 解体費の助成限度額 (280万円)

解体後の更地に係る固定資産税等の減免について

更地を適正に管理することにより、**最長5年度分、8割程度**の減免が受けられる可能性があります。

まずは、建築防災課 (Tel 03-3880-6269) へ。

【必要手続き】

- ① 解体工事着手前に区へ老朽認定申請 (不燃化特区の助成を受けている方は老朽認定の申請は不用)
- ② 解体の翌年1月1日以降、適正管理届を区へ提出(毎年)
- ③ 区発行の適正管理状況結果通知書を添付のうえ、6月30日(通常)までに足立都税事務所に減免申請

② 不燃化建替え助成 (一部区域)

より燃えにくい建物へ建替えをする方

次の条件を**全て満たす**場合に助成対象となります。

【解体する建築物の条件】	【新築する建築物の条件】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造又は軽量鉄骨造である ・ 下記の築年数を経過している 木造：築 15年以上 軽量鉄骨造：築 23年以上 (耐用年限の2/3以上経過しているもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火又は準耐火建築物である
建物を解体・建替えする方が、個人又は中小企業者の方が対象となります ※ 宅地建物取引業者が販売を目的として建築する建築物は助成対象になりません	

助成額

$$\text{解体費 (最大 280 万円)} + \text{設計・監理費}^{\ast} + \text{建築費}^{\ast} = \text{助成額}$$

※ 設計・監理費及び建築費の助成額例 (一部抜粋)
(耐火・準耐火建築物以外から準耐火建築物に建替える場合)

助成対象床面積 【設計・監理費】	金額	助成対象床面積 【建築費】	金額
80㎡ ~ 90㎡	382,000	80㎡ ~ 90㎡	1,479,000
90㎡ ~ 100㎡	430,000	90㎡ ~ 100㎡	1,664,000
100㎡ ~ 110㎡	477,000	100㎡ ~ 110㎡	1,848,000
110㎡ ~ 120㎡	525,000	110㎡ ~ 120㎡	2,033,000

- 建築費の助成額は、解体する建築物の構造や新築する建築物の面積等により変動します。
- 解体する建築物が耐火構造の場合、又は準耐火構造から準耐火構造への建替えの場合は、解体費・設計・監理費のみが助成金額となります。
- 敷地面積が100㎡以上の場合は、植込みなどの緑地を一定以上設ける必要があります。
- 60歳以上の高齢者が同居する、二世帯住宅は一律200万円を加算します。
なお、障がいのある方が同居する住宅については、助成対象になる場合があります。
詳しくは建築防災課へお問い合わせください。

新築後の更地に係る固定資産税等の減免について

一定の要件を満たす、燃えにくい建物に建替えることにより、**最長5年度分、10割**の減免が受けられる可能性があります。

詳しくは足立都税事務所 固定資産税班 (Tel 03-5888-6211 (代)) へ。

